

北海道告示第669号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）第6条第1項（第10条第2項及び第19条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、知事が定める範囲を次のとおり定め、平成18年1月1日から施行する。

平成17年9月9日

北海道知事 高橋 はるみ

当該遺伝子組換え作物を栽培しようとするほ場等又は研究ほ場とこれらの隣接地との境界線から別表の左欄に掲げる遺伝子組換え作物の区分に応じ同表の当該右欄に定める距離以内の区域とする。

別表

遺伝子組換え作物	距離
イ ネ	300m
ダ イ ズ	20m
テ ン サ イ	2,000m
ト ウ モ ロ コ シ	1,200m
ナ タ ネ	1,200m